

登記名義人住所氏名変更について

1. 必要書類

登記名義人住所氏名変更には、変更証明書（登記原因証明情報）として次の書類が必要です。

- ・戸籍謄本
- ・住民票（本籍の記載入り）

変更証明書には、登記簿上の住所と旧氏名、現在の住所と氏名、及びそれぞれの変更の日が記載されている必要があります。

変更前の住所及び氏名が記載されていない場合には、変更の記載のある戸籍の附票、除籍謄本等も必要です。

戸籍（除籍、改製原戸籍）の附票、住民票（除票）等により、登記簿上の住所と現住所とがつかない場合、不在住（不在籍）証明書、不動産の所有権を取得した際の登記済証等が必要となる場合があります。

2. 登記費用

- ・司法書士報酬 7,700円 + (1,100円 × 不動産の個数)
- ・登録免許税 1,100円 × 不動産の個数

※戸籍、住民票等の必要書類をこちらでお取りする場合、1通あたり1,100円の手数料と実費がかかります。

司法書士高島一寛事務所
千葉県松戸市松戸 1176-2 KAMEI.BLD.306
TEL. 047-703-3201